

<別紙1>

第三者評価結果報告書

① 第三者評価機関名

株式会社プレパレーション

② 施設・事業所情報

名称：アートチャイルドケア津田山きらら保育園	種別：保育所
事業所代表者氏名：柳 朋美	定員（利用人数）： 30 名
所在地：神奈川県川崎市高津区下作延6-6-21アネックスK1階	
TEL：044-281-8889	ホームページ： https://www.the0123child.com/
【施設・事業所の概要】	
開設年月日 平成20年4月1日	
経営法人・設置主体（法人名等）：アートチャイルドケア株式会社	
職員数	常勤職員： 4 名 非常勤職員 13 名
専門職員	（専門職名称、例/保育士）
	保育士 13名
	栄養士 1名
施設・設備 の概要	（居室数）
	（設備等）
	保育室 2室
	子どもトイレ 4個
	遊戯室 0室
	大人トイレ 1個
	更衣室 1室
	園庭 有(○) 無()
	事務室 1室（医務室兼用）
	その他 乳児室（1）調理室（1） 沐浴室（1）
	調乳室 0室

③ 理念・基本方針

【保育理念】

「自分らしく」生きていくことのできる子どもを
子どもの全人格を尊重し、子どもたちが本来持っている「生きる力」を育み、何を学ぶかよりも、どう学ぶかを考えられる子どもを育てたい

【保育目標】

そんな子どもたちを育てていくため「安心と安全」を前提に

- ・睡眠と生活リズムを整える事を目指して保育を展開していきます
- ・一人一人の個性と成長に応じた保育を展開していきます
- ・子どもの「失敗」を受け止める保育を展開していきます

④ 施設・事業所の特徴的な取組

【子どもに向き合う保育】

保育士が子どもの目線に合わせ、お互いの気持ちに気付き、心を通いあわせることで、信頼関係が築かれるサイクルを循環し、大人の都合で子どもたちを向かせるのではなく、子どもの目線を大切に、一人一人と向き合い、関わり合いながら日常の中で、保育者と子ども同士の信頼関係を築いています。30人の小規模園を生かした家庭的な保育を実践しています。

【遊びを土台とした保育】

外部から講師を招き、遊びを土台とした体操教室と英語教室を展開し、年齢別に目標

を設け、各々隔週で行なっています。楽しく遊びながら「知育」「体育」「愛情」「礼節」「集中力」「バランス力」「情操」を育成し、人間形成への重要な幼児期の感性を育てています。

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	2025年4月1日（契約日）～ 2026年1月22日（評価結果確定日）
受審回数（前回の受審時期）	2回（2020年度）

⑥総評

◇特長や今後期待される点

○家庭のように過ごせるアットホームな環境を大切にしています
園は定員30名の小さな集団ならではの温かい関わりを日々の保育に取り入れていいます。こども一人ひとりの生活リズムや興味に合わせて過ごせるよう環境を整えており、ゆったりと自分のペースで過ごせるよう配慮しています。日々の保育では異年齢での交流が自然に生まれ、幼児クラスに乳児が遊びに来る時には、幼児が小さな玩具を片づけるなど、年下児の目線に合わせた行動が見られます。少人数ならではの関わりが日常的に根づいています。

○職員が働きやすい環境づくりを進めています

園と本部が連携し、日々の運営や課題を共有しながら、職員同士が協力し合える働きやすい環境づくりを進めています。現場の声を大切にし、日頃からのコミュニケーションを通じて、安心して業務に取り組める体制を整えています。また、研修体制や福利厚生の実施を図り、職員一人ひとりが専門性を高めつつ、安心して長く勤務できるよう組織全体で支援しています。保護者に対しては、園の方針や日々の様子を分かりやすく周知し、信頼関係を築きながら安定した園運営を行っています。

○職員連携を軸に働きやすい職場環境を構築しています

園では、「NO1宣言 遊びのレパートリーを増やそう」を職員の共通目標とし、職員はクラスの垣根なく連携しながら保育をおこなっています。食育活動では、保育士と栄養士が連携し、三色食品群を食品と色のカードを用いたゲームとして取り入れ、遊びながら栄養素への理解につなげています。園では、子育て中の職員が多いため、互いに助け合う風土があり、園内の環境整備や整理整頓も協力しながら進めています。こうした組織的な支え合いが職員の働きやすさにつながり、安定した職場環境の維持を目指しています。

○あたたかな保育環境と地域連携の推進に期待します

小人数の保育園ならではの、こども一人ひとりに丁寧に寄り添えるアットホームであたたかい雰囲気を大切にしており、今後もその強みをさらに発展させていくことに期待します。また、職員とこども、保護者との距離が近い環境を基盤に、地域との交流をさらに広げ、地域行事への参加や連携の実施を図っていくことが望まれます。地域の子育てニーズを的確に把握し、地域に根ざした保育園としての役割を一層果たしていくことに期待します。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

アートチャイルドケア津田山きららは小規模ならではのアットホームな雰囲気と異年齢での交流、子どもひとり一人の個性を受け止め、寄り添っていくことを大切にしています。職員は子育て中の職員が多く、保護者様の気持ちに寄り添い、必要に応じて子育ての相談に乗りながら信頼関係を深めています。職員間は保育士、調理員、事

務員みんなで協力しながら保育しており、職員全員で全園児を見守っている雰囲気があります。また、日々職員で話し合うことを大切にしており、風通しの良い職場を目指しています。近隣園との交流、小学校との連携など地域交流に取り組んでいます。が、今後はその交流をさらに深めると共に地域支援として当園でできることを考え、地域に根ざした保育園としての役割を果たしていきたいです。園見学は随時受け入れておりますので、気軽にご連絡いただければ幸いです。

⑧第三者評価結果

別紙2のとおり

第三者評価結果

事業所名：アートチャイルドケア津田山きらら

共通評価基準（45項目）

I 福祉サービスの基本方針と組織

1 理念・基本方針

(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。	第三者評価結果
【1】 I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a
<コメント> 園の理念である「自分らしく生きていけるこどもを」は、パンフレットや公式ホームページに明記し、園の玄関にも掲示して、来園者や保護者に分かりやすく示しています。また、保護者には重要事項説明書にて説明し、理解を促しています。職員に対しては、入職時の就業オリエンテーションで理念と目標に関する研修を行い、職員間で共通の認識を持てるようにしています。	

2 経営状況の把握

(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。	第三者評価結果
【2】 I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a
<コメント> 運営課題は本部を通じて毎月の施設長会議で共有し、会議では各園の状況を確認しながら課題の背景と影響を分析しています。保護者対応で把握する保護者のニーズは、日々の保育に直結する重要な情報として位置付け、昼礼で全職員が把握できるように共有しています。また、施設長は高津区連絡会にも参加し、地域との情報共有やニーズ把握にも努めています。	
【3】 I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	a
<コメント> 施設長会議では、本部が経営状況と改善課題を施設長に周知しています。施設長は、その内容を月1回の職員会議で職員に共有して認識を統一しています。エリアマネージャーとは日常的に園の課題を共有し、課題の性質を踏まえて対応の優先度と進め方を整理しています。必要な場合は本部とも連携し、園内だけで対応が難しい事案についても解決へ向けて取り組める体制を整えています。	

3 事業計画の策定

(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。	第三者評価結果
【4】 I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a
<コメント> 本部が主体となり、中長期の計画を策定しています。現在は2024年度から2027年度までの3か年計画に基づき、企業理念や保育理念の理解・実現を目的として、研修や施設長会議を通じて本部のビジョンを各園と共有しています。施設長は園の職員会議で内容を職員に周知し、職員は理念や方針を日々の業務に反映した取り組みを進めています。	
【5】 I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a
<コメント> 単年度計画は中長期計画をふまえて本部が主体となって策定しています。園は本部の方針と自園の状況を結びつけて事業計画を整理し、日々の業務に計画を組み込む体制を整えています。職員は計画に沿った取り組みを進め、理念を実践する行動を積み重ねており、継続的に保育の質の向上を図っています。	

(2) 事業計画が適切に策定されている。

【6】 I-3-(2)-①
事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。

a

<コメント>

毎年、全園でそれぞれの「No.1宣言」を掲げており、2025年度の津田山きららは「遊びのレパートリーを増やす」をテーマに取り組んでいます。保育士だけでなく栄養士とも連携し、食育活動やダンスなど子どもたちの興味から活動を広げ、日々の遊びへと発展させる工夫を施しています。年間指導計画については各クラスの担任が作成し、定期的に見直して評価を行っています。

【7】 I-3-(2)-②
事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。

a

<コメント>

事業計画は、保護者が必要などきに確実に確認できるよう、常に玄関の見やすい場所に配置しており、園の取り組みを継続的に共有する体制を整えています。また、内容に変更が生じた際には、速やかに情報を更新し、保護者に周知して理解を促しています。

4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。

第三者評価結果

【8】 I-4-(1)-①
保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。

a

<コメント>

園は年に一度、顧客満足度調査を実施し、結果を保護者へ公表するとともに、職員でも共有して日々の保育に反映しています。月末と年度末には自己評価を行い、その内容をもとに振り返りや反省を行って、次年度に向けて保育の質の向上に結び付けています。行事後は保護者アンケートを整理して分析し、次年度の具体的な対応として活かしており、園だよりで取り組み内容を保護者へ周知しています。

【9】 I-4-(1)-②
評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。

a

<コメント>

園では保護者からの意見を職員会議や昼礼で共有し、改善点を明確にして議事録に記録しています。議事録は回覧し、全職員で共有する体制が整っています。また、年2回の運営委員会では、施設長、本部マネージャー、外部委員と運営委員が参加し、具体的な対応や改善策を話し合う中でよりよい園づくりを進めています。

II 組織の運営管理

1 管理者の責任とリーダーシップ

(1) 管理者の責任が明確にされている。

第三者評価結果

【10】 II-1-(1)-①
施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。

a

<コメント>

施設長の役割と責任、職務については就業規則に明文化し、人事考課項目にも詳細に定めています。施設長は日々の昼礼で自身の役割を職員へ明確に伝え、施設長不在の際は副主任がその役割を引き継いでいます。また、役割分担表を作成し、各職員が担当業務を把握して協力し合う流れを維持し、業務の偏りを防ぎながら効率的に取り組んでいます。

【11】 II-1-(1)-②
遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。

a

<コメント>

本部は施設長会議にて施設長向けの研修を実施し、施設長は園運営に必要な知識を深めています。また高津区や行政の研修に継続して参加し、園内研修では職員へコンプライアンス遵守の理解を促しています。プライバシーポリシーは公式ホームページと園の玄関ホールに掲載し、入園時には個人情報の利用目的と第三者提供を明記した同意書を保護者と交わしています。

(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。	
【12】 II-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a
<コメント> 施設長は顧客満足度調査の結果を基に、職員と改善点や課題を検討して保育の質を継続的に高めています。また、園では計画的に園内研修を実施し、個人情報保護、守秘義務、安全チェック、緊急時対応、ヒヤリハット、散歩時の注意点、児童虐待と人権侵害、嘔吐処理、感染症対策について知識を深め、日々の保育に反映しています。また、睡眠の重要性を保護者に伝えるため、本部が主体となって「眠育だより」をアプリで発信し、家庭での理解が深まるようにしています。	
【13】 II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a
<コメント> 本部は人事、労務、財務などを分析し、施設長と共有して経営の改善や業務の実効性の向上に取り組んでいます。また、施設長は、組織の理念や基本方針の実現に向けて職員の要望や意向を丁寧に聞き、適正や日々の保育の様子、こどもと保護者との関係を総合的に見て配置を決めています。配置希望が重複する場合は、施設長と話し合いを行い、双方が納得する形に調整しています。	

2 福祉人材の確保・育成

(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。	第三者評価結果
【14】 II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a
<コメント> 本部は人材確保を継続的に進め、職員が長期的に勤務するための仕組みを整備し、業務の質向上と育成を一体的に進めています。新卒入社時には研修を実施し、メンターが常に支援しながら、園での業務だけでなく社会人として必要な姿勢や行動を指導しています。採用戦略室は採用に特化した部署として全国規模の採用活動を進め、各園の人員需要に合わせて候補者との調整を行っています。あわせて、職員が知人を紹介するフレンドシップ紹介制度を運用し、組織全体で人材確保を推進しています。	
【15】 II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	a
<コメント> 施設長は人事考課に基づく面談を年に2回実施し、職員と目標の達成状況や日々の振り返りを確認しながら、具体的な改善策を導き出しています。評価表は本部で統一したものを使用しており、理念や保育目標に沿ってチェックしています。さらに、職員の意向を正確に把握するために勤務継続意向調査を実施し、エリアマネージャーが個々の状況を踏まえて調整し、職員の意向が勤務内容に反映するよう連携を強めています。	
(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。	
【16】 II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a
<コメント> 施設長は職員の日々の様子を確認し、人事考課面談と職員アンケートで要望と意向を把握しています。その結果を基にマネージャーと連携して業務調整と支援につなげています。また、年次有給休暇の取得状況と時間外労働を毎月確認し、長時間勤務を防ぐ体制を維持しています。さらに、時短勤務、介護休暇、生理休暇を利用できる仕組みを整え、外部の福利厚生サービスを活用しながら、職員が安心して勤務を継続できる環境を整備しています。	
(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。	
【17】 II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a
<コメント> 職員は人事考課と研修計画に自己目標を設定し、毎月の振り返りを行っており、年に2回の面談で施設長と達成状況を共有しています。施設長は日常的に園の保育に参加し、職員へ積極的に声をかけ、意見を伝えやすい環境を整えています。また、半年ごとに目標を見直し、職員が段階的にスキルを高められるよう指導と助言を継続して行うことで、職員が主体的に成長しやすい体制を維持しています。	

【18】Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a
<コメント> 園では多様な研修を計画的に実施しており、職員は参加後に内容を整理したレポートを提出しています。施設長はそのレポートを確認し、各職員が得た知識や気づきが園全体の取り組みに反映するよう回覧で共有しています。また、施設長はレポートの内容を踏まえて日々の保育や業務の改善点を職員と話し合い、研修で学んだ内容が実践につながるよう支援しています。このプロセスを経て、職員が主体的に学び続ける姿勢を維持し、園全体の質向上につなげています。	
【19】Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a
<コメント> 新卒職員にはメンターが付き、日々のOJTで業務の進め方と園での役割を継続して支援しています。園内研修では感染症対策、児童虐待と人権侵害、個人情報と守秘義務、安全対策と緊急時対応を必須項目として実施し、職員が必要な知識と対応力を身につけています。また、本部の研修制度であるBMLでは系列園での保育を一日体験し、異なる環境の中で実践を行い、学びと気づきを得ています。	
(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。	
【20】Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a
<コメント> 園はマニュアルに沿って実習生の受け入れ体制を整え、実習生が安全に学べる環境を維持しています。受け入れ時には園全体の状況を確認し、職員配置や業務量とのバランスを踏まえて実習内容を調整しています。また、実習生が日々の保育に主体的に取り組めるよう担当職員が継続して声をかけ、実践と振り返りを繰り返せる流れを支援しています。さらに、実習期間中の学びが園の保育にも良い影響を与えるよう情報を共有し、園全体で実習生の成長を支える体制を維持しています。	

3 運営の透明性の確保

(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		第三者評価結果
【21】Ⅱ-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。		a
<コメント> 園はホームページとパンフレットで理念と基本方針を明示し、苦情対応窓口や第三者評価結果を継続して示して透明性を確保しています。園の玄関にも第三者評価の結果と苦情相談体制を分かりやすく掲示し、保護者が必要な情報をいつでも確認できるように整えています。さらに、運営委員会では苦情への具体的な対応内容を議事録に記録し、関係者が確実に共有できる形で公開しています。		
【22】Ⅱ-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。		a
<コメント> 園では毎年、高津区の監査と本部の内部監査を受けています。監査で指摘を受けた事項は職員会議で明確に共有し、全職員が内容を正確に理解できるように説明しています。そのうえで、改善に向けて必要な対応を職員同士で具体的に話し合い、実行に向けた役割分担を整理しています。		

4 地域との交流、地域貢献

(1) 地域との関係が適切に確保されている。		第三者評価結果
【23】Ⅱ-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。		a
<コメント> 園は近隣の公立園と継続して交流を行い、園庭で一緒に遊ぶ活動に加えて、合同避難訓練や交通安全教室を実施し、安全意識と学びの機会を共有しています。活動内容はお互いが声を掛け合いながら計画し、交流を通して日常的な関係づくりを進めています。さらに、高津区が提供するひろばノートでも園の情報を掲載し、地域が園の取り組みを継続して確認できるようにしています。		
【24】Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。		a
<コメント> ボランティア受け入れに関するマニュアルは本部が作成し、各園へ共有しています。マニュアルには、受け入れ条件や登録手続きの流れ、事前説明の内容を記載し、円滑に対応できる体制を整えています。また、学生を対象に本部の採用戦略室の職員が学校を訪問し、園での保育体験を含むボランティアを案内するなど、地域の学校教育に協力する仕組みを構築しています。		
(2) 関係機関との連携が確保されている。		
【25】Ⅱ-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。		a
<コメント> 園では関係機関のリストを作成し、緊急時や相談が必要な際にも速やかな連絡につながる体制を整えています。リストは事務室及び玄関脇に掲示することで、保護者も普段から確認できるようにしています。また、系列の児童発達支援教室とも情報共有を行い、支援内容の一貫性を保ちながら連携を図っています。		
(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
【26】Ⅱ-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。		a
<コメント> 園では年2回の運営委員会を開催し、保護者からの意見や率直な声を共有するとともに、外部委員から具体的な助言や専門的な視点を受けながら、地域における福祉ニーズの把握に努めています。これらの意見は園運営や支援体制を検討する際に反映しています。また、随時行っている園見学の際に子育て相談を受けることもあり、園長が丁寧に対応しています。日常的な対話の積み重ねを通して、家庭の状況や不安を理解し、地域に根ざした相談支援につなげています。		
【27】Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。		b
<コメント> 園では、こどもの育ちについて相談できる体制を整え、保護者に対して継続的な対応と具体的な提案を行っています。内容に応じて系列の児童発達支援教室を紹介し、発達支援につなげています。また、SNSを活用して日々の活動内容や取り組みを発信することで、子育て世帯に園を身近に感じてもらい、利用しやすい工夫を行っています。		

Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

1 利用者本位の福祉サービス

(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		第三者評価結果
【28】 Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。		a
<コメント> 園では毎年、児童虐待及び人権侵害に関する園内研修を実施しています。あわせて職員会議の場で事例や考え方を共有し、日常の保育と結び付けた話し合いを行っています。また、こどもの失敗を受け止める方針を大切に、職員一人ひとりがこどもの行動や気持ちを丁寧に捉える姿勢を持つよう努めています。本部では、年度始めに保育者の気になる言動を振り返るチェックリストを職員に配布し、振り返りや日々の保育の確認を通して、組織全体でこどもの人権を尊重する体制を整えています。		
【29】 Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。		a
<コメント> 園では、こどものプライバシー保護を大切に、規程やマニュアルを基に、さまざまな場面で配慮を行っています。乳児のおむつ替えや着替えの際は、目隠しやパーテーション、カーテンを用いて、他のこどもや職員の目に触れないようにしています。また、幼児のおもらしにはこどもの気持ちに配慮しつつ、プライバシー保護の観点からも場所や関わり方を工夫して対応しています。		
(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
【30】 Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。		a
<コメント> 園では随時見学を受け入れており、園内の様子を案内するとともに、利用にあたっての説明や質疑応答を丁寧に行っています。また、ホームページを活用し、園の概要や日々の取り組み、利用に関する情報を分かりやすく発信しています。さらに、園の情報を区へ提供し、連携を図りながら入園を希望する家庭に対して必要な情報を届けています。		
【31】 Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。		a
<コメント> 入園が決まった家庭には、入園説明会を実施し、入園のしおりや重要事項説明書を用いて園の方針や生活の流れを説明しています。その場で保護者からの個別の質問や疑問にも丁寧に応答しています。入園時には個人面談を行い、聞き取り表を基に、こどもの食事や睡眠など日常生活の様子を詳しく確認しています。面談で得た情報は職員間で共有し、入園後のこどもの園生活がスムーズに進むよう保育に活用しています。		
【32】 Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。		a
<コメント> 園では、園長や担任が窓口となり、卒園後や転園、退園後も保護者からの相談に応じる体制を整えています。保護者に対しても、この相談体制を事前に丁寧に伝えています。また、区外や県外に転出した場合でも、継続して受け入れに対応し、必要な支援や情報提供を行っています。		
(3) 利用者満足の向上に努めている。		
【33】 Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。		a
<コメント> 園では、本部が主体となって毎年10月に実施する顧客満足度アンケートの結果を受け、内容を確認して必要な対応や改善に取り組んでいます。保護者参加型の行事でも終了後にアンケートを実施し、集まった意見は職員会議で共有して具体的な改善策を検討しています。これらの取り組みから、園の運営や行事の質を高め、こどもや保護者にとってより良い環境を提供できるよう努めています。		

(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。

【34】 Ⅲ-1-(4)-①
苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。

a

<コメント>

園では玄関に意見箱を設置し、本部への相談窓口も掲示しています。苦情対応については、苦情解決責任者・苦情受付担当者・第三者委員を明示し、受付から解決までの手順を定めた資料を玄関に提示しています。さらに、年に2回、第三者委員が参加する運営委員会を開催し、保護者や地域からの意見や相談に丁寧に応じています。

【35】 Ⅲ-1-(4)-②
保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。

a

<コメント>

相談窓口を設置し、玄関に掲示して周知しているほか、園では、送迎時の声掛けや保護者との会話を通して、日常的に相談しやすい雰囲気づくりを心掛けています。保護者からの意見や相談には丁寧に対応し、職員間で情報を共有して保育に反映しています。また、年1回、サービス向上を目的に顧客満足度アンケートを実施し、保護者の意見や要望を把握しています。結果や対応状況を職員間で検討・共有し、日々の保育運営の見直しや今後の改善につなげていく体制を整えています。

【36】 Ⅲ-1-(4)-③
保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。

a

<コメント>

園では、相談内容に応じて施設長が判断し、返答や解決が可能な事項には迅速に対応しています。本部としての意向を含む内容については、本部職員へ相談や確認を行い、適切に対応しています。また、登園時には家庭での様子を聞き取り、降園時には園での一日の様子をできる限り伝えることで、保護者との連携を大切にしています。

(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。

【37】 Ⅲ-1-(5)-①
安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。

a

<コメント>

本部の教育研修部では、こどもの安全に関わる外部ニュースや注意事項について、職員にメールで配信し、安全意識の向上につなげています。園では、ヒヤリハットや軽症報告書、事故報告書を活用し、内容を職員全体で共有して再発防止に努めています。また、ヒヤリハットの内容を毎月振り返り、職員間で事故防止に向けた意識を持てるよう取り組んでいます。

【38】 Ⅲ-1-(5)-②
感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。

a

<コメント>

感染症マニュアルについては本部が内容を検討・改訂し、行政の指示や最新情報を反映したガイドラインを整備しています。また、保護者には、入園のしおりを通して感染症発生時の対応方法や登園基準を周知しています。感染症が発生した際には、感染症名や主な症状、登園基準などの情報を保育所向けICTシステムで速やかに配信し、家庭と連携しながらこどもの健康管理に努めています。

【39】 Ⅲ-1-(5)-③
災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。

a

<コメント>

園では、入園時に配布する重要事項説明書兼入園のしおりに防災や緊急時の対応を記載し、入園説明会でも口頭で説明して周知しています。また、毎月避難訓練を行い、水害や地震、火災、不審者対応、引き渡し訓練などを防災計画に基づいて実施しています。年1回、引き取り訓練を実施して保護者の参加を促しているほか、職員で自衛消防隊を編成し、役割分担を明確にしたうえで実践的な訓練を行っています。業務継続計画は本部で作成したフォーマットをベースに、園の実情に合わせた内容を記述して策定しています。

2 福祉サービスの質の確保

(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		第三者評価結果
【40】 Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。		a
<コメント> 園では、本部共通の保育や安全管理に関する各種マニュアルを整備し、事務所に保管しています。職員は園内研修や外部研修にも積極的に参加し、保育における標準的な実施方法について理解を深めています。また、人事考課面談や第三者評価を通して各自が振り返りを行い、課題や目標を明確にしています。		
【41】 Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。		a
<コメント> 園では、自治体の監査結果や第三者評価の結果をもとに、職員会議で業務や保育の実施方法を見直しています。また、園内研修や外部研修を通して、保育や業務の標準的な実施方法についても定期的に確認・改善しています。研修で得た知識や改善点は職員間で共有し、日々の保育に反映しています。職員間で共通認識を持つことで、こども一人ひとりに対して安定した関わりができるよう努め、質の高い保育の維持を図っています。		
(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
【42】 Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。		a
<コメント> 園では、全体的な計画を基に各クラスの年間計画を担任が作成し、施設長が確認しています。その計画を月案や週案に落とし込み、日々の保育に活用しています。指導計画はルールに沿って記述し、保育所向けICTシステムで振り返りができる体制を整えています。在園児の状況は定期的にカンファレンスで共有し、特に配慮が必要なこどもについては療育センターとも連携して支援方法を検討しています。		
【43】 Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。		a
<コメント> 園では、社会情勢や事案、法令改定、地域福祉のニーズの変化などを踏まえ、指導計画を適宜見直しています。見直した内容は職員会議や回覧を通して全職員が確認できるようにし、周知徹底を図っています。職員は変更点を理解し、日々の保育に反映させることで、こどもや家庭の状況に応じた適切な支援を行っています。		
(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
【44】 Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。		a
<コメント> 園では、乳児クラスで個人記録を作成し、職員全体で一人ひとりの様子を把握して保育に活かしています。昼礼や引き継ぎノート、議事録を通して情報を共有し、欠席した職員も会議録で確認して既読チェックを行い、情報の漏れがない体制を整えています。また、「こどもの人権を考える」研修を年1回実施し、誓約書や不適切保育チェック表を活用して振り返りを行っています。家庭内で虐待が疑われる場合は自治体へ連絡し、必要な措置を講じています。		
【45】 Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。		a
<コメント> 園では、園内研修を通して個人情報保護規程などの内容を職員に周知し、遵守に努めています。職員は規程を理解したうえで、業務に必要な範囲で個人情報を取り扱っています。入社時には全職員に対して本部から説明を行い、個人情報保護の誓約書を取り交わしています。また、使用するアプリは職務ごとに権限を整理しており、必要な情報は適切に閲覧や書き込みができるように管理しています。		

第三者評価結果

事業所名：アートチャイルドケア津田山きらら

A-1 保育内容

A-1-(1) 全体的な計画の作成	第三者評価結果
A-1-(1)-① 【A1】 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。	a
<コメント> 法人では、児童憲章や保育所保育指針などの趣旨を捉え、保育理念や保育方針にもとづき、子どもの発達過程を踏まえた全体的な計画を作成しています。施設長は、この計画に自園の子どもたちの姿や地域の実態に合わせて加筆修正をおこなっています。全体的な計画の作成にあたっては、保育に関わる職員が参画し、子どもの心身の発達や家庭状況を共有することで、保育のねらいを共通理解し、継続性のある保育をおこなえるようにしています。年度末には職員全員で計画を振り返り、その成果や課題を次年度へつなげることで、計画を柔軟に見直し、保育の質を高めています。	
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開	第三者評価結果
A-1-(2)-① 【A2】 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	a
<コメント> 園では、子どもの安心と安全を守り、子どもが「自分らしく」育つことができる環境作りに取り組んでいます。保育室は乳児と幼児で部屋を分け、それぞれの部屋で机上スペースと活動や午睡のスペースを区切ることで、活動内容に応じた環境設定をおこなっています。床には柔らかい素材を用いて転倒時の衝撃を和らげるとともに、子どもが夢中になりやすい絵本棚やままごとコーナーの周囲にはクッションガードを設置し、安全対策をおこなっています。室内の照明は段階的に調光でき、戸外の陽光やその日の活動内容に合わせて調整しています。衛生管理マニュアルを整備し、玩具の拭き掃除や点検を定期的におこなうとともに、寝具は業者による定期的な交換をするなど、衛生管理の徹底を図っています。	
A-1-(2)-② 【A3】 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	a
<コメント> 園では、定員30名と少人数の特性を活かし、一人ひとりの子どもの理解を深め、受け止めながら状況に応じた援助をおこなっています。入園時の面談では、食事や睡眠などの生活習慣に加え、既往歴や予防接種の接種状況などの健康面を把握し、子どもの発達に合わせた保育につなげています。保育者は、子どもが失敗した場面においても「〇〇がしたかったんだね。」と言葉をかけ気持ちを代弁したり、子どもの思いを受け止めたりしています。幼児クラスでは、朝や夕方の集まりや当番活動を通して自分の気持ちを表現する場を設けたり、ともだちの良さを見つけ合ったりする機会を作り、認められる経験や達成感につなげています。	
A-1-(2)-③ 【A4】 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	a
<コメント> 園では、基本的な生活習慣は段階的に身に付けていけるように取り組んでいます。1・2歳児の手洗い場には手洗いの手順を示したイラストを掲示し、蛇口には水の流れを延長する補助具を設置することで、自分で手を洗える環境を整えています。3、4、5歳時は、自分のかばんから荷物を出したり、タオルや洋服を所定の場所に片付けたりするなど、一つずつ経験を重ねています。保育者は、活動や生活の流れに余裕を持たせ、子どものやりたい気持ちを尊重しながら、急かすことなく見守り、さりげなく援助しています。玄関には、子どもが座れるベンチ椅子を設置し、自分で靴を履いています。また、生活リズムを整えることを大切にし、生活絵本を用いて生活習慣を身に付けることの大切さが理解できるように働きかけています。	
A-1-(2)-④ 【A5】 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	a
<コメント> 園では、子どもが主体的に活動できるように環境を整え、自由遊びの時間には好きな玩具を自ら選べるようにしています。身体を動かして遊べるコーナーと机に座って遊ぶ場所を分けることで、子どもがじっくり遊びに取り組めるようにしています。天気の良い日は、園庭や公園に出かけ、鬼ごっこや縄跳び、ボール遊びなどを通して十分に身体を動かして遊んでいます。また、近隣の商業施設の屋上開放に参加して他園の子どもたちと交流する機会を設けています。戸外活動する際は、全員に同じ行動を求めるのではなく、気持ちが向かない子どもには園内で別の活動を用意したり、集団から離れて身体を休めたりできるように配慮し、一人ひとりの主体性を大切にしています。	

A-1-(2)-⑤ 【A6】 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	
<コメント> 0歳児がいないため非該当	
A-1-(2)-⑥ 【A7】 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
<コメント> 1・2歳児の保育室は事務室から様子を確認できる位置にあり、見守り体制を整えています。活動スペースでは、探索活動を楽しめるよう環境を工夫し、絵本棚や収納棚には写真を付けることで、自分で玩具を選んだり片付けたりしやすいようにしています。おもちゃとコーナーには、食品保存容器などの実物を用いることで、遊びが広がるように工夫しています。また、こどもの手が届く位置にエレベーターのボタンや自動販売機のイラストを掲示し、興味をもって関わられるようにしています。個々の発達を尊重し、言葉での表現が未熟なこどもには気持ちを仲立ちするなど、安心して関わられるように援助しています。	
A-1-(2)-⑦ 【A8】 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
<コメント> 園では、3・4・5歳児は異年齢で生活をともにし、日々の関わりを通して互いに育ち合える環境を整えています。机は年齢や成長に合わせた大きさを用いて、無理なく活動に取り組めるように配慮しています。異年齢での製作活動では、同じテーマであっても難易度を段階的に工夫し、それぞれの発達に応じた表現ができるように工夫しています。外部講師による英語教室や体操教室では、年齢に合わせたカリキュラムを取り入れています。集団遊びでは年長児が中心となり、ルールや順番を話し合っ決めて、遊びを提案したりする姿が見られます。保育者は、こどもの遊びが広がるように、玩具の種類を定期的に入れ替えて準備しています。	
A-1-(2)-⑧ 【A9】 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
<コメント> 園では、障がいのある子どもが安心して生活できるように、受け入れに関するマニュアルを整備し、環境づくりと保育の工夫に取り組んでいます。保育者は、障がい児保育に関する研修を受講し、障がい特性の理解や支援方法について学びを深めています。学んだ内容は園内で共有し、保育者間で共通理解を図ることで、園全体で受け入れる体制を整えています。また、関係機関と連携し、こどもへの声のかけ方や関わり方について相談できる体制を整え、一人ひとりに応じた支援につなげています。重要事項説明書には、特別支援教育や障がい児保育への取り組みを明記し、保護者に周知しています。	
A-1-(2)-⑨ 【A10】 それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
<コメント> 園では、こどもの在園時間が異なることや、長時間にわたる保育を考慮し、一日の生活を見通した計画的な取り組みをおこなっています。夕方の園児数が少ない時間帯には、基本的には幼児の部屋で過ごしなが、遊びの様子やこどもの状態に応じて乳児の部屋でゆっくり過ごすなど、柔軟に対応しています。保育者間の引き継ぎは引き継ぎノートを活用し、昼礼において一日の様子を職員間で共有しています。主に遅番に入る職員を配置することで、降園時の保護者とのコミュニケーションを丁寧におこない、得られた情報は翌朝の受け入れ時に引き継ぐなど、継続した連携につなげています。	
A-1-(2)-⑩ 【A11】 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	a
<コメント> 5歳児の担任は、幼保小連絡会に参加して小学校との連携を図り、就学までに身に付けておきたい力を把握しています。5歳児の指導計画には就学を見通した活動を位置付け、学校生活をイメージできる当番活動や近隣の保育園との年長児交流会、小学校訪問などを通して、就学に期待がもてるように働きかけています。小学校訪問の様子はドキュメンテーションとして保護者に伝え、5歳児の保護者には保護者会や個人面談を通して、就学後の生活や必要となる力について情報提供をおこない、安心して進学を迎えられるよう支援しています。	

A-1-(3) 健康管理		第三者評価結果
【A12】 A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。		a
<コメント> 園では、こどもの健康管理に関するマニュアルを整備し、職員全員で共有することで、統一した対応をおこなっています。事務室には、受診が必要となる事故発生時のフローチャートを掲示し、緊急時に落ち着いて対応できる体制を整えています。保育中にこどもの体調に変化が見られた際には、速やかに保護者へ連絡し、状況を伝えています。怪我などがあった場合は、降園時に内容を伝えるとともに、翌日の登園時には家庭での様子を確認し、継続した健康把握につなげています。また、園だよりでは、感染症が流行する時期には予防方法や対処法など、健康に関わる情報を発信しています。		
【A13】 A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。		a
<コメント> 園では、内科健診を1歳児は2か月に1回、2歳児から5歳児は年2回実施し、歯科健診は年1回実施しています。健診結果は健診カードを通して保護者に報告し、家庭での生活や健康管理に活かせるようにしています。また、こどもの健診結果は個人別に複数年にわたり経過を記録し、成長や健康状態を継続して把握しています。保育者は、必要に応じて健診結果を確認し、こどもの体調や生活面に配慮した関わりにつなげています。さらに、絵本などを用いて歯みがき指導を保育の中に取り入れ、こども自身が健康への意識をもてるように働きかけています。		
【A14】 A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。		a
<コメント> 園では、重要事項説明書において、アレルギー疾患や慢性疾患のあるこどもへの対応について明記し、給食提供時における食物アレルギーへの対応を保護者に周知しています。また、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」にもとづき、医師が作成する生活管理指導表に従って適切に対応する体制を整えています。保護者とは、栄養士や担任、施設長が面談をおこない、献立表を用いてアレルギー食材が含まれていないかを確認したうえで、食事を提供しています。給食の提供時には、アレルギー対応食専用トレイや食器の色を分けるなど、誤配膳を防ぐ工夫をしています。さらに、食事中は見守りの職員を配置し、誤食が起こらないよう安全対策に努めています。		
A-1-(4) 食事		第三者評価結果
【A15】 A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。		a
<コメント> 園で提供する食事は園内で調理し、乳児と幼児で食器の大きさや深さを変えるなど、発達に応じて自分で食べやすいよう工夫しています。食事の場面では、誰が作っているのかを伝え、感謝の気持ちが育つような声かけをおこなっています。食べ慣れない食材については、「一口だけ試してみる」など無理のない関わりを心がけ、こどもの様子を見ながら援助しています。保護者とは、毎日の給食の様子を連絡帳アプリを通して発信しており、乳児については家庭での食事内容も共有することで、こどもの食欲や体調の把握につなげています。		
【A16】 A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。		a
<コメント> 園では、こどもが食事をおいしく安心して食べられるように、献立や調理の工夫、衛生管理に取り組んでいます。給食は2週間のサイクル献立とし、1週目の喫食状況を把握したうえで、2週目には食材の大きさや固さ、味付けを調整し、こどもが食べやすいように工夫しています。献立には、旬の食材を多く取り入れ、月1回は郷土料理を取り入れるなど、食への興味が広がるように工夫しています。また、ハロウィンやクリスマスなどの行事には盛り付けを工夫し、見た目でも楽しめる給食を提供しています。厨房では、マニュアルにもとづき冷蔵庫の温度確認や調理員の体調管理をおこない、衛生管理を徹底しています。		

A-2 子育て支援

A-2-(1) 家庭と緊密な連携	第三者評価結果
【A17】 A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a
<コメント> 保護者とは、送迎時に日々の様子を伝え合い、家庭との連携を図りながら信頼関係の構築に努めています。食事や睡眠、排泄などの生活状況については、連絡帳アプリを活用して、園と家庭それぞれの様子を共有しています。夏祭りや運動会などの保護者が参加する行事では、こどもの成長やともだちと関わる姿を見ていただく機会としています。また、敬老の日に合わせて祖父母を招いた行事をおこない、歌ったり、折り紙やあやとりなどを楽しんだりしながら、一緒に過ごす時間を大切にしています。毎月の園だよりでは、活動内容や保育のねらい、こどもの様子を伝え、保護者の理解につなげています。	
A-2-(2) 保護者等の支援	第三者評価結果
【A18】 A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a
<コメント> 園では、保護者が安心して子育てができるように、相談しやすい体制を整え、保護者支援に取り組んでいます。保護者からの相談や意見については、担任に加えて施設長が窓口となり、丁寧に話を聞いています。また、食に関する相談については、栄養士が専門知識を活かして助言をおこなうなど、園全体で保護者を支える体制を整えています。さらに、保護者の就労状況によりお迎え時間に変更が生じる場合には、当日の申し出にも柔軟に対応し、安心して利用できるよう配慮しています。	
【A19】 A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a
<コメント> 園では、虐待などの権利侵害が疑われるこどもの早期発見と早期対応、ならびに予防に取り組んでいます。重要事項説明書には「虐待防止の措置に関する事項」を明記し、虐待防止に関するマニュアルの整備や、保育者への研修実施について保護者に周知しています。保育者は、「人権擁護のためのセルフチェックリスト」を活用し、日々の保育を振り返る中で、虐待や権利侵害に関する理解を深めています。登園時にはこどもの視診をおこない、怪我などが見られた場合は保護者に状況を確認しています。親子の様子に普段と異なる点を感じられた際には、施設長へ報告し、園全体で見守るとともに、必要に応じて関係機関と連携する体制を整えています。	

A-3 保育の質の向上

A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）	第三者評価結果
【A20】 A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	a
<コメント> 園では、毎月、保育の振り返りと反省をおこない、こどもの姿や育ちの過程を共有しながら、活動内容や保育者の関わりについて確認しています。保育者は、チェックシートを用いて職員間の連携や保育の取り組み、保護者対応などについて自己評価をおこない、その内容をもとに施設長と面談しています。年度末には園の自己評価を実施し、一年間の取り組みを職員全員で振り返り、課題や成果を整理したうえで、次年度の全体的な計画や指導計画に反映しています。自己評価の結果については、園内掲示やホームページを通して保護者に公表し、園の取り組みを伝えています。	